

高松市・庵治町合併協議会会議録
第 4 回 会 議

平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日 (金)

高松市・庵治町合併協議会

高松市・庵治町合併協議会会議録

第4回会議

1 日時

平成16年10月22日(金) 午前10時開会・午前11時49分閉会

2 場所

庵治町役場 1階 105会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	梶河正孝	委員	三好治
委員	井竿辰夫	委員	寺岡増紀
委員	加茂富義	委員	嶋野勝路
委員	谷本繁男	委員	上北東太郎
委員	高砂清一	委員	香川深雪
委員	大橋光政	委員	加藤博美
委員	新上隆司	委員	小西百々代
委員	梶村傳	委員	岡田賢
委員	大浦澄子	委員	藪淳子
委員	三笠輝彦	委員	増田富子

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 8人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	加茂富義(委員兼務)	幹事	植田宗士
幹事	中村榮治	幹事	島野学
幹事	熊野實	幹事	廣瀬政博

6 幹事会部会委員 13人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	企画財政部会委員	草薙 功三
総務部会委員 企画財政部会委員	島野 学 (幹事兼務)	企画財政部会委員	綾田 保弘
総務部会委員	小山 正伸	企画財政部会委員	須和 建一
総務部会委員	石垣 佳邦	企画財政部会委員	村井 利行
総務部会委員	伊藤 憲二	健康福祉部会長	岡内 須美子
企画財政部会長	横田 淳一 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	池内 保
企画財政部会委員	加茂 富義 (委員・幹事兼務)		

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	森田 大介
事務局次長	加藤 昭彦	総務班	黒淵 博美
総務班長 兼調整班兼計画班	奴賀 信二	調整班長	清谷 文孝

会 議 次 第

1 開会

2 新委員の紹介

3 会議録署名委員の指名

4 議事

(1) 協議事項

- 協議第 5号 財産の取扱い(協定項目第5号)について
(第3回会議提案:継続協議)
- 協議第 6号 町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について
(第3回会議提案:継続協議)
- 協議第 7号 慣行の取扱い(協定項目第12号)について
(第3回会議提案:継続協議)
- 協議第 8号 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について
(第3回会議提案:継続協議)
- 協議第 9号 附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について
(第3回会議提案:継続協議)
- 協議第10号 公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について
(第3回会議提案:継続協議)
- 協議第11号 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について
(第3回会議提案:継続協議)
- 協議第12号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について(第3回会議提案:継続協議)
- 協議第13号 地方税の取扱い(協定項目第9号)について
- 協議第14号 条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について
- 協議第15号 電算システム事業(協定項目第24-1号)について
- 協議第16号 広聴広報事業(協定項目第24-2号)について
- 協議第17号 生活保護事業(協定項目第24-7号)について
- 協議第18号 その他の事業(情報公開制度)(協定項目第24-22号)について
- 協議第19号 その他の事業(外部監査制度)(協定項目第24-22号)について

5 その他

- (1) 建設計画作成に当たっての住民懇談会について
- (2) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (3) 高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

6 閉会

午前10時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） おはようございます。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・庵治町合併協議会第4回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かと御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

会議次第2 新委員の紹介

議長（増田会長） 会議に入ります前に、委員の異動がございましたので、お手元の高松市・庵治町合併協議会委員等名簿に基づき、報告をいたします。

9月26日付で、高松市助役の井竿辰夫氏が、合併協議会規約に規定されている「1市1町の助役」としての委員に就任されておりますので、紹介いたします。

井竿委員 井竿です。よろしく申し上げます。

会議次第3 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） それでは、これより会議に入らせていただきます。

初めに、会議次第の3会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、大浦澄子委員さんと寺岡増紀委員さんのお二人をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

会議次第4 議事

議長（増田会長） それでは、会議次第の4議事に入ります。

会議次第4 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項のうち、協議第5号財産の取扱い（協定項目第5号）についてから、協議第8号特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）についてまでの4件を一括議題といたします。

なお、協議第5号から協議第12号までの8件につきましては、前回、第3回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

改めて、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の1ページをお開き願います。会議資料1ページでございます。

まず、協議第5号財産の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどに枠で囲った部分でございますように、「庵治町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

協議第6号町名・字名の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどにございますように、「庵治町地域における町の区域及び名称は、現行のとおりとする。」というものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

協議第7号慣行の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、まず、1の市章につきましては、「高松市の市章を用いるものとする。」

2の市民憲章につきましては、「高松市の市民憲章を用いるものとする。」

3の都市宣言につきましては、「高松市の都市宣言に統一するものとする。」

4の市木及び市花につきましては、「高松市の市木及び市花を用いるものとする。ただし、庵治町の町木及び町花については、庵治地区の推奨の木及び花とする。」というものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

協議第8号特別職の職員の身分の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「庵治町の特別職の職員（町長、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」というものでございます。

以上が協議第5号から協議第8号までの提案内容でございますが、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容の説明は、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第5号から協議第8号までの4件について御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第5号から協議第8号までの4件

についてお諮りをいたします。

協議第5号から協議第8号までの4件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第5号から協議第8号までの4件については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第9号附属機関の取扱い（協定項目第17号）についてから、協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてまでの4件を一括議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の15ページをお開き願います。

まず、協議第9号附属機関等の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。庵治町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

続きまして、18ページをお開き願います。

協議第10号公共的団体等の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」というものでございます。

続きまして、21ページをお開き願います。

協議第11号使用料・手数料等の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。庵治町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。」というものでございます。

続きまして、24ページをお開き願います。

協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように「各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、庵治町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第9号から協議第12号までの4件について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

高砂委員 高砂です。

協議第11号使用料・手数料等の取扱いの中で、建築確認申請の手数料のことについてお考えをお聞きしておきたいんですが、庵治町の場合、都市計画法に基づく都市計画は策定はしていないわけですし、いわゆる都市計画区域外になっておるわけですが、そういうことで、例えば住宅のすぐ隣に工場があるとか、また基準法の2項道路に沿って住宅が連檐しておる部分もあるわけですが、合併するとすれば、高松市圏域として一体的なまちづくりを進める上からも、この都市計画をどういうふうにご考慮されるか、このことについてお聞きをしておきたいと思っております。

議長（増田会長） 事務局からお願いいたします。

事務局長 ただいまの件についてですが、申しわけありませんが、現在、合併協議会の事務局として、その建築確認申請の手数料等、あるいは都市計画全般について、庵治町と高松市との協議内容については把握できる状態ではありません。まだ、部会で協議をしておる段階でありますので、その点、まず御理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、この案件については、当然、別の建設関係事業という合併協定項目の中で、この協議会に提案される案件でございますので、それまでには庵治町を通じて説明があらうかというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

高砂委員 今後の協議の中で、事務的に協議をしていくということのようですが、ここにありますように、住民生活に多大な影響を及ぼすものについては調整をするという

ことになっておるわけですが、しかし、少なくとも、その基本的に、その都市計画を策定していくか否かという部分についてはお返事をいただいておりますと、やはり、これ、大きく住民生活に影響を与えるんでないかというふうに思うわけです。

例えば、現在、庵治町では都市計画区域外ということで、一定の構造とか、一定規模以下の建物については、建築工事届で建物が建設されると。

また、当然、用途地域の指定もないわけですし、そのあたり、それ、今後、策定するとなれば、当然、用途地域の指定も出てこようし、その建築確認申請という費用の負担も出てくるわけで、そのことを考えれば、やはり、その基本的な考えというのは示していただきたいというふうに私は思います。

議長（増田会長） まあ、おっしゃるとおりですけれども、今、まだ、そこまで話がいっていないみたいな感じですね。都市計画法をかぶせるかどうか……。

事務局長 ちょっと、また事務局ですが、ただいまの関係については、都市計画制度そのものでございまして、ちょっと、都市開発部会もだれも出席をいたしておりませんので、ちょっと、その内容等について説明できる立場の者がおらないということで、申しわけないんですが、その合併協定項目そのものについて説明ができる立場の者がおる段階でお願いをいたしたいというふうに思っております。

議長（増田会長） 大切な問題でございますので、今、お尋ねの件については、次回会議までにある程度のお話ができるように、我々の考え方、また庵治町の考え方とも、先に、いろいろな懸案事項の先に、優先的に協議するようにいたします。

ただ、使用料については、今言ったように、基本的な考えということで、住民の生活に大きな影響を及ぼさないように調整するという基本的な方針だけが、今回出ているということで御理解いただきたいと思います。

高砂委員 そりゃまあ、議長がおっしゃるように、私がこの場面でこの質問をさせていただくのは、この使用料・手数料の附属資料の中に建築確認申請云々という項目が含まれておりますので、当然、ここで協議をするんかなということで質問をしておるわけで、別の場面でそういう場があるんでしたら、また、その場で調整というか協議を進めたいというふうに思います。

議長（増田会長） はい。

事務局長 再度、事務局ですが、先ほど申し上げましたように、別の合併協定項目であります建設関係事業、ちょっと、ナンバーで言いますと、24-16の建設関係事業の中

で協議がされて、それが独立した合併協定項目として提案されてくるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） だから、建築関係の使用料が入るとんが、ちょっと誤解を招くことやったわけやな。当然に適用になるようにとらえて今おられるから……。

事務局長 ただいまの建築確認申請の内容についても、ちょっと、私の記憶では、塩江町の合併協議会でも、その中に手数料の取扱いについても入っておったというふうに理解をいたしておりますので、その中でこの合併協議会に提案されてくるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

事務局次長（加藤） 事務局の方から補足して説明させていただきます。

協議第9号附属機関等の取扱いから、第12号の各種団体の補助金・交付金等の取扱いにつきましては、今後、細かく調整する際の基本的な考え方をここで御協議いただくと、それで了解をいただくということで、ただいま御指摘がありましたように、個別の、例えば補助金等もございますでしょうし、手数料をどうするかと。そういった問題につきましては、今後、合併協定項目、他の合併協定項目の中で協議をする際に、今後、合併後はどうなるというようなことが上がってこようかと思えます。

ただ、附属資料で、一応、どういった、例えば使用料・手数料があるのかということを知っていただくということで、当初予算に計上されております使用料・手数料を、参考ということでつけさせていただいたということでございますので、その点、御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

ほかにどうぞ。はい、どうぞ。

三好委員 三好です。

第12号のところ助成金につきましてでございますが、この項目的に、庵治町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情を踏まえる中で、調整するものとするということでございますが、これはどういうことで実情の調整をなさるんですか。

議長（増田会長） じゃあ、事務局から。

事務局長 はい、事務局です。ただいまの御質問でございますが、ただし書きの従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、といいますのは、個別の補助金あるいはそれ以外の交付金等について、それぞれの項目ごとに市町の状況を踏まえて、あるいは、その制度ができた経緯とか、あるいは今後の対応の考え方等を踏まえながら、個別の協議が行われると

ということになります。

具体的に、どの項目がどうこうということは、この合併協定項目では総括的な取り扱いでございますので、後ほど、それぞれの項目ごとに協議が行われて、この協議会にも提案されてくるというものがございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三好委員 別の団体、何か形で、協議会なんかでなさるんですか。

議長（増田会長） 個別の項目については、それぞれまた別に……。

事務局長 具体的にどの項目ということをおっしゃっていただければ、それについてはどの合併協定項目で出てくるかということは説明できますので、そういたしますが、今、一般的な話で申し上げますと、他の個別の合併協定項目で出てくるであろうということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三好委員 それでは、念のために申し上げておきますが、庵治町の場合、特殊な一つの事業がございまして、日本で三大の一つでございますが、皇子神社の渡御、海の中を渡っていく渡御でございますが、それにつきまして、庵治町は、言われております地場産業の活性化と、また、いろんな面の庵治町の憩いの場として、町民の憩いの場としてふれあい祭という形をとっておりますが、そういう点につきまして十分に御認識いただいて、御活用していただきたらと思うんですが、その点ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

議長（増田会長） イベントの関係でございますね。

事務局長 ただいまの御発言の中で、イベントとか、行事とか、あるいは祭りとかということでございます。

例えば、観光関係あるいは商工振興関係のイベントであれば、商工・観光関係事業で出てきますし、スポーツ、レクリエーションのイベントであればスポーツ関係、あるいは社会教育事業の中で出てきます。あるいは、そのほかで農林水産関係のイベントとか行事であれば、農林水産関係事業の中で出てきます。そのような、その、各種のイベントとか行事とか祭りの分野ごとに、それぞれの合併協定項目で整理をされて、この合併協議会に提案されるということになりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

嶋野委員 庵治町議会の嶋野です。

先般、第3回の協議会で私がお尋ねいたしました、漁港法の管理条例、これに基づきまして、高松市の方で、先般は市長さんが早期に是正したいというふうな答弁をいただいたわけですが、その後において、高松の方において漁港法の管理条例について検討なされておるといふようなことを聞いたんですが、その検討内容等々、ここでおわかりできる範囲でお示しいただきたい、このように思います。

議長（増田会長） 担当がないみたいだけど、事務局どうぞ。

事務局長 合併協議会の事務局として、どのような検討状況かということは把握をいたしておりませんが、また、本日、その担当の部会、漁港でありますと土木部会になろうかと思えます。港湾と漁港両方ありますけれども、土木部会の方も、ちょっと、出席をいたしていませんので、検討状況自体については、ちょっと、説明できる立場の者がおりません。

なお、先ほど御指摘いただきましたように、これまで聞いておるところでは、高松市としては、その漁港管理条例の制定あるいは港湾管理条例の改正等について検討を進めていくということでございます。それについては、合併協議の状況を見ながら、いつの時点でどうするかということを含めて検討されておるといふふうに聞いておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

嶋野委員 きょう、私が聞いた範囲のことですが、12月議会で高松の方で漁港法管理条例が上程されるというようなことを耳にしたわけですが、その中で、高松の漁港に係船している漁船、プレジャーボート、全部に係船料を徴収するというふうな話を伺っておるわけですが、基本的な考え方として、国において漁港法の改正ということで、漁港があれば、漁船とプレジャーボートをすみ分けして、そのプレジャーボートの係留については、係船料を徴収してよろしいと。

そのようなことで、庵治町においても13年12月議会で可決して、14年4月1日に施行した経緯がございますが、我々、漁業者の代表として、やはり、漁船に係留しておるといふことについては、当然、国が地方交付税、また県、町の助成金いただいて漁港の整備をしておるわけで、その漁船に係留するのに、高松市の方は、今の案ですよ、漁船から四、五万円の係船料を取るといふようなことを聞いておるわけですが、そのようなことが実際に高松の12月議会で提案されるのでしたら、もっと考慮していただきたい。

当然、農林漁業基盤整備資金等々で漁港の整備資金に対しては漁協が、高松市は全部の

組合、8協ほどあろうかと思いますが、8協がそのような形になっておるのかどうかわかりませんが、少なくとも庵治町の場合は、漁協が整備資金の借り入れして、最終的には町の方から償還されるわけですが、そういう負担もしてるわけですよ。

当然、地方交付税においても、漁港があるがために、それだけの交付税がおりてきておると私は認識しておるわけですが、市長どのようにお考えですか。

議長（増田会長） 全く、その点については、とにかく、私は早く庵治町の方に教えをいただいて、漁港条例をつくれと、できるだけ早くつくれということだけしか言うたらんので、多分12月ぐらいまでにやってもらえると思うんですけど、内容について、全く、まだ聞いておりませんで、恐らく、それはプレジャーボートに限っての話だろうと思いますけどね。漁船そのものということですか、そんな例がよそであるんですか……。

嶋野委員 全国的には、漁船から係船料を徴収しておる例は余りないと伺っております。

そういうことで、プレジャーボートはもともと所有者が判明しないと。放置艇が漁港内、港湾で起きる、また河川において起きるということで漁港法を改正した経緯があるわけですよ。漁船は所有者が判明しておるわけですよ。当然、香川県の漁船登録をやっておるわけですから、プレジャーボートに規制がかかってきておるわけなんですよ。それを何か知らんけど、きょう聞いた時点では、漁船から四、五万円徴収するんだ、それとプレジャーボートが何十万円というようなことを聞きましたんで、これはいかがなものかなと。

少なくとも、この前、市長さんの答弁では、庵治町が先行しておるということで早期に是正を図りたいと。庵治町の条例も勉強させていただきたいと、そのような答弁いただいておりますので、私は、当然、そのような配慮がなされるべきかなと思っておったわけですが、きょう聞いた時点では、そのような情報が私の耳に入ってきたと。

議長（増田会長） 十分に、また、帰ってそこら辺聞きますけれども、当然、そういうのは十分に調整せないかん項目だと思っておりますので、今後、やります。

ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

新上委員 庵治町の新上でございますが、先ほど、三好委員さんの方から質問がありました協議第12号の件なんですけど、先ほどの「実情を踏まえて調整するもの」となっておりますけれども、最終的には高松市に合わすんかなと。もちろん、高松広いですから、いろんなイベントとか、そういうふうなのが見られるんですけども、合併協議の中で、塩江

町とこう協議したからこうです。庵治町とこう協議したからこうです。だから、ここは特別というわけには、示しがつかんと思うんですね、そういう中で。

「実情を踏まえて調整するものとする」という最後の語尾を明確にお教え願いたいんですけれども。

議長（増田会長） はい、事務局からもう一度。

事務局長 この表現の解釈以下、運用については、先ほど申しあげましたように、個別の、その制度そのものの等の経緯、実情等によりますので、それを全般的にどうするこうするということについては、ちょっと説明ができかねると思います。

なお、これまで、私どもの方で承知いたしておりますのは、いろんな補助金とか交付金等ありますが、行政制度、サービス全般について、合併後も現行どおり対応するものもありますし、一定の期間、経過措置を設けるものもあります。あるいは、制度そのものの意義がなくなっているものについては廃止をするというものもあります。

そのようなことで、対応については非常に千差万別ということになるかと思っておりますので、その個別の項目ごとの重要度、緊急度あるいはその性格等全般にわたって検討される中で協議が行われるものというふうに理解をいたしておりますので、お願いをいたします。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

上北委員 庵治町の上北です。

先ほど、新上委員さんが言われたように、この補助金の、今、林さんが言われるように、各個別に協議をして決めていくということですが、本当に、この個別協議の中に、これとこれとは個々にまだ庵治町に将来にわたって残しますというようなことまで書いてただけなのか、当然、文化的なものですと続いてきておるもの、また、それぞれ各町の地場産業の振興のためにとってきた過去の方策などが、調整の段階において、今後、調整するとか、あるいは3カ年すればもうこれは終わりますよとか、もう10年で終わりますよとか、いろいろ、その調整方法があろうと思うんですが、そういったものをきちんと、その調整の中でお示しをいただけるのか、ただ、こういう日本語の三文字や四文字で濁されるのか。

そういったものが、重要なものはきちんとすると。先ほど、新上委員さんも言われたように、庵治町にとっては、例えば土地改良区であれば、そういう土地改良区の補助金をも

って運営をしておるんだと。それが何カ年か経過した後に、高松市の制度の中に吸収されるんだということであれば、恐らくいけないだろうし、また、今後、市の財政も恐らくや厳しくなることが、私自身、予想しております。

そうした中で、何を一番にカットにするかということであれば、補助金なんかは切られてくると。たまたま、今回6町の合併の話が上がっておりますので、庵治町だけは特別扱いできんがと。どこそこの町はこうなったがというのを基礎にして、今後、住民にそれぞれ直接影響を及ぼす、補助金等におんぶにだっこしておるような団体が、だんだんと下降、5カ年か3カ年かわかりませんが、そういうことによって断ち切られると。

当然、効果のあるものは残していられると思うんですが、まず、その財源確保のために補助金をカットするんだということの、その調整の中で、本当に、役所用語で濁すことがないのかどうか、きちんと庵治町の本来の文化的な行事とか、そういうものをきちんと、これこれ、これは高松市がある間はちゃんとやりますよと。高松の花火大会と一緒にすわ。庵治町も花火大会あるから、それを、やはり高松の花火大会しよんじゃけん、そんだけようけ打ち上げるわ、それでやめんかというようなことでは済まされない。

それは当然、地域の住民がお金集めてやらにゃいかんでないかということですが、やはり、行政が、それは当然、伝統文化を守るべきだということで、相当額を投資しておりますが、それは庵治町の財政運営の中では、ほかのものを削っても祭りごとは残しておこうということでやってきておりますので、そういうものが、どういう調整をされるのか、そこら辺をはっきりお答えできるのであれば、今の林さんの答えでは、うんうん言って、職員が言ってから文字の三文字や四文字で濁されて、ここにこうやって書いとるがというよな、今の答弁のような形で残されるかどうか、そこら辺は市長さんもおいでるんじゃけん、はっきりと御返事をいただきたいと思います。

議長（増田会長） はい。事務局からは、あの程度以上は言えんと思いますけれども、やっぱり個別にそれぞれ事情があるからね。これまでの経緯等もあるし、これからいつまで保証せえというのも、これまた、いろいろあるんですけどね。未来永劫ということにもなりませんけども、これだけいろんな状況が変わるとるから、たちまちは激変緩和で何年間は保証すると。その後は、その時点でもう一度考えましようというのが基本になると思うんですわ。

具体的に言いますと、今まで、これまでで一番、合併協議会に出てきておるのが商工会。商工会はまず統一するのかがどうするのか。それから、その補助金がどうなるのか。一

番、皆さんが心配してよく出ております。この間は、商工会長さんも私どものところへそういうことでおいでにもなったこともあります。

商工会を例にして言いますと、県の方が商工会の補助金は、合併した商工会は3年間は補助金を保証するということですので、我々も3年間は従来どおりでいきましょうと。3年後になったときには県がどうするのかとか、それから商工会同士も統一しようという動きもあるでしょうし、そういうこともいろんな考慮の中で、3年後にもう一遍、白紙の状態で見直しましょうということを、今、皆さんにもお願いするし、また御理解もいただいておりますような状況があります。

ですから、基本的にいきなりゼロになるもんがもしあるとすれば、それはきちっと、これはこれと一緒にしたらいいんだからということでゼロにしますけど、そうでないものは基本的にはとりあえず置いて、それでまあ、それをいつまで置くか、3年なり5年なり、また1年でいくのかということはあると思いますけれども、もう、とにかく不透明な時代ですから、いずれ、未来永劫というようなことはどの文言についても言えんと思えますから、どの時点で見直すかという、たちまちはいくと。

基本的な考えは、その土地土地の経緯とかを尊重しながらやると。そういう中で、今後、判断していくとしか、それ以上のことは、ちょっと言いにくいと思いますが、具体的には商工会はそんな方向で動いておると。ですから、土地改良とかいろんな団体補助についても、そういうことでいくようになると思えますね。

それぞれの町でやっておるいろんなイベント、一緒になってやれるし、また、やった方がいいというのだったら、そういう方向へ、今後、行くだろうし、やっぱりこれは地域特性のある独自のもんだということになれば、それはそれでまた置いておこうと。ただし、補助金がいつまでも今のままで絶対いけるのかということになると、それはその時点で、またお話するしかないと思うんですけどもね。私の考えはそういうことです。

どうぞ。

梶村委員 余分なことかもわかりませんが、例えば、塩江でもホテルまつりだとかもみじまつりだとか、いろんなイベントがいっぱいありまして、それをぜひ残してほしいと。それに対する補助金も保証してほしいという要望があったりなんかして、それは現行どおりやりましょうという話で協議を調べて、ずっと積み上げてきているわけですね。

ですから、各種イベントとかそんな行事についての補助金ということになりましたら、当然、必要なものは庵治町側の事務局からも随分とそれぞれの項目ごとに主張されるだろ

うし、高松側の事務局もそれを受けてどうするかという協議が調っていくものだと私どもは理解しておるわけです。

各種団体に対する補助金を削減しなきゃならんような財政事情になったら、高松の現在の団体に対する補助金も、それから、新しく合併された皆さんの団体に対する補助金も、やっぱり一緒に削るわけで、庵治町だけで削ったり、塩江を削って高松はそのままだなんということは、絶対あり得ないわけなんで、そのときはそのときで相談していくということだから、このところは、原則的には、それぞれの事情を十分酌み取って協議を調べていきましょうという、その協議に対する基本的なスタンスだというふうに御理解いただければええんじゃないかなと、私は、今お聞きしよってわかるんですが、どうなんでしょうかね。

上北委員 まあ、当然、大局的に考えて、六つを相手にしておるから、そういうような調整の仕方もあるうかと思えますけれども、ただし、どういいますか、過去のことは余り言いとうはないけれども、いろいろ、過去の状況なんかを全部、推測をして判断をすると、弱い者の方から切られる可能性が高いから、僕らはそういうことを、やはり住民に対してはきちんと、高松はこうこうだというようなことで、それは単語でだますぐらいは、どないにしてもだませると思えますけれども、やはり、いろいろ毎日変わっていくという、時代は変わっていくから変わるということはわかるんで。

だけれども、まんじゅうの真ん中のあんこと、薄皮のところにおるんとは、おのずからまた違うから。その薄皮のところには、なかなか甘いところの汁がもうてこんという可能性も、僕は大きであるというふうに考えて、できるだけ住民のためには、合併するんだったら、ここまで、我々、委員として、市と協議した中で、ここまでは市との、ある程度は一生懸命で、市も努力してくれたんだということが欲しいわけで、そのためには、やはり言うことは言わしてもらってないと、何かきれいごとだけで、6町でこうですわ、どうですわ言うたって、それぞれ単独町で今まで一生懸命でやってきた経緯があるし、やっぱり庵治町単独であれば単独の手法があるから、やはり、もう大きな器で考えたら、そりゃもう、当然、編入合併だから、おまえら何を言よるかということは、そういうことは思うとるかもわからんけれども、しかし、やはり全体的に、我々としては最大限、この協議の中で、どこら辺まで高松市さんとの交渉の中で何らかの実を得とるかと。

こういったら悪いけど、例にとると、例えば土地改良区は市の制度になる。当然、合併したら土地改良区は市の制度でいくでしょう。しかしながら、土地改良区の事業を、ずっ

と農業政策を続けていくためには、町はこれだけのお金を過去には出してきておると。それによって、今の庵治町の身を守ってきとるんだという金額はありますわね。それはやはり、3年か5年はして、そのとき市長さんが言われるように、その都度、財政が困ったときに協議しませんかというようなことであれば、それはもう、だれが見てもきれいな話なんだ。

しかし、我々はここへ出てきている以上は、農家の人のためには一生懸命、それがある程度、今後の協議につながりませんかということではなくて、その場所でいくんじゃなくて、庵治町の農業行政については、これだけは最低守っていきましょうというような協議の結果を得たいというために、僕らはここでこう発言しよんで、きれいな言葉だけだったら、ここで僕らはそんなこと言う必要ない。

あんまりむつごいことばかり、言葉はちょっと庵治語ですから悪いですから、これはこらえてもらわんといかんの、標準語でございませんで、そういうことでお願いします。

小西委員 済みません。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

小西委員 庵治はとにかく遅れとるんですよ。これ何回目ですか、会議。牟礼町は先進んどんですよ。遅れとんですよ。その中で、牟礼が今やっていることをここで出してどうするんですか。これを片づけていかないといかんのですよ、祭りのことも、何も。ずっとやって、順次やっていかないと。個々別々だから、これから出てくるであろう会議の中の、協議会の中の項目を引き出してきて、順次、その都度、その都度、解決していかないかんのですよ。それが先飛んで、個々別々で言うたら、何にも、この前のを今回続けてやらないかんの、ずっと残したのをね、12項目。

みんなを一つにまとめて言うてくれたらいいやないですか。協議しよることをしたらいいんですが。別々に言うから進まんのですよ。遅れとんですよ。6月からですよ、おたく。

議長（増田会長） 今、遅れとる言うのは、これが遅れとるということであって、協議が遅れとるということでありまして。ちょっと待ってください。

個別の協議の中で全部やるのが、先々に御心配いただいとるということはよくわかるんですけど、別に構わないんですけども、ということだけで。どうぞ。

上北委員 私は、その個別の協議の中で、過去の流れの中で、きちんとかういう調整項

目とか、役所用語は僕らもわかりますし、そうした過去の詰め方、それはわかりますよ。大局的にはわかるけれども、私自身はこういうところでちょっと発言をして、ああ市長さんはこういう考えを持っとんだなあとか、ああ高松市はこういうふうを考えとんだという、本当は御返事が聞きたいだけで、ただ単なる、林さんから御返事はいただいとります。それはもうわかる。もう、あの立場におればそういう返事はするだろう。

しかし、もう一つその上の人がおるんだから、上の人、そういうことも一つのあれとして、庵治町のことの、そういうものの重要な課題については、その部分だけは何とか考えましょうと。できるだけ考えましょうというような返事ぐらいは、僕はしてくれるんかなと思っておったんで、逆から庵治が遅れておる。そりゃあもう、遅れとんでしょう。遅れとるから、なおさら僕らやらないかんのであって……。

議長（増田会長） それで、もうちょっと具体的に言いますけど、例えば土地改良だったら、土地改良、確かに地区の補助金ありますけど、補助金だけではないですね。いろいろな事業に対するものとか、直轄でやっておるものとか、もういろいろあるんですよ。ですから、それだけとられるのではなくて、土地改良事業として公共でどの程度の負担をしとるか、地元負担の問題も違いますし、いろいろ、全体を見るときでどうなるのかというふうに判断していただければ一番いいと思いますし、土地改良も、確かに事業が今後どんどん減っていく中で、うち自体の、市の土地改良区もこれ統合等の問題が、もう絶対せないかん事態、そんなときに庵治だけはいいや、というわけには、私は、多分いかんようになると思いますけれども、それはもう、全体の中で判断していくしかないんですよ。

ですから、もう一つ、もっと言えば、いいことばかりが期待されても、それは市全体として、そういう方向へ行けるときはいいですけども、全体がもう厳しくなっているときであれば、たとえ合併でいろいろ優遇策があるとかいっても、それはそれとして、やっぱり全体としては同じ足並みに、いずれは、ならざるを得んときが来ると思いますので、もう合併したんだから、絶対うちはいいことばかりとか言われたら困るので、そういう意味で、私は、やっぱり、ある程度、保証できるのはここまでですよ。それから後は、その時点で考えるしかないんですというのが、責任ある立場の言い方かなと思っておりますので、そこら御理解いただきたいと思っております。

上北委員 済みません。御返事ありがとうございました。

そういう御返事をいただけたら、僕はそれから向こうは言う必要はないんです。

議長（増田会長） わかりました。はい、どうぞ。

新上委員 私たちが一番心配しとんは、やはり高松市と合併した中で、高松市庵治町という町が過疎化になるのを一番恐れとんです。

そういった中で、商工会においてでも、活性化を、活動を今までやってきたんですけども、そういう団体がなくなると。石材業者も補助金をもらえなくなって、なくなると。そういったときに校区も、生徒数が減って、牟礼町へ変わるとなったときにも、若い人たちが西へ西へと向いて行って、より一層過疎化になる懸念があるから、一生懸命やっとなんであって、遅いとか早いとかいう問題じゃないと思うんです。一番、我々の将来を心配して協議しとんですから、その点踏まえてお話をさせていただきたい、かように思います。

議長（増田会長） はいはい、わかりました。はい、どうぞ。

大橋委員 高松の大橋です。私も同じで、昔、私、香西というところに住んで、香川郡香西町で、あとは下笠居村とかで一緒になって、農業、漁業、商業で、やっぱりそういうこと論議された。昔と今と違うけど。やっぱり合併したらなんたら、このままだよかったなあという面と悪かったなあという面があるんですよ。でも結局、やっぱり合併しても、香西町意識が物すごい強いんですよ。こんな面で不満もあるけど、やっぱり町民は、市民は結構、市民のプライド持ってやっているから、そのあたりがいろいろ大変だなあと思うんです。

基本的には、やっぱり合併協議会、信頼関係、だましっこ、いうんは、もとの役所のブ口の人やから、よく心配されよんやけど、やっぱり信頼関係だと思うんですよ。

例えば一つ、市長さんが言うた話は蒸し返しちゃあいかんけど、皆、了解したんやけど、いろんな条例でいい面と悪い面が、条例はいい面で漁港管理条例か、ああいうんは、もちろん高松は市長さんが、嶋野さんなんかのいい参考にさせてもらいたいと。

もちろん税金ないから、そのいろいろの、漁船何とかそういうのもないと思うけど、そんな話だった。プレジャーボート、フィッシャリーナ計画というか、サンボートがあって、海を生かしたまちづくりで、庵治なんかと、もちろん、島々と受け皿の問題と、結局、国土交通省が、いわゆる駐車場と同じような感じで、船がいっぱい、不法漁船ですか、係留船が非常に不法にやっとなから、やっぱり、そのような形をお国がだんだんだんだん、駐車場と同じような扱いで国の方も、進んで法律を作っていくよと思うから、だから、そのあたりで、条例で、今、僕もようわからんのですが、結局、河川でいっぱい泊まっている船、あのあたりをどのような形でする言いながら、条例で、あるいは団体が、任意団体が海の掃除しながらやって、結局は漁業組合が海を、漁業組合なんか管理運営

してもらえ形海を、プレジャーボートというんですか、そのあたりもやらなければ、一人も漁業組合の方として、漁業組合の方の力を借りながらやるというのは、国の方が多分動いてくると思うんです。

だから、香川県は、あれ、ボートでも日本一でしょう、保有率が。人口では、多分。やはり不法係留の滞納、いわゆる番号つけとか、そういう形で管理をするような形になると思うけど、やっぱり、そのあたりももうちょっと僕なんか、いきなりぱっと行ったら、やっぱり任意団体のあれ、何ですか、任意団体の船がいっぱい河川泊まっていますわね。だから、そのあたりの対策をどないかするんで、多分そういうふうな有料というか、ああいう形であるから。私はそのあたりで、港湾課の県の管理機構になるんですよ。県が管理されとんで、だからそれは嶋野さんなんかでもちょっと勉強しながら。とにかく信頼関係でやっているんですから、僕は、もともと商店街で法人会とか経済部会、青年会議所、大きな面でこの一緒の町やと一緒に、友だちがいっぱいおるんで、だから、そのあたりがやっぱり一番不安なのが、やっぱり助成金の面をいつまでやるか、少ないか、段階的やというのがあると思うから、そんなときは、我々、信頼関係が基本的にあって協議会があるんだと思いますから、今の質問に対して。また、いい面は、皆会って御指導願いたいと思います。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

特にないようでしたら、協議第9号から第12号まで4件について、一括お諮りいたします。

協議第9号から協議第12号までの4件については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

高砂委員 議長。

議長（増田会長） ここで御異議ですか。

高砂委員 今、異議を申し上げるわけではないんですが、先ほど来、庵治町の委員の方からもいろんな御意見、また質問も出ております。

事務局の方の答弁によりますと、合併協議の中での通過点であるから、包括的な部分で、現在、提案をしておるんだということでございますし、高松市の委員さんの方から、庵治町の協議は遅れておるんだから、ぐだぐだ言うなというような発言もございました。

やはり個々、個別の具体的な事案について、もう少し調整をした上で、やはりこの協議を上げるべきではないかというふうに私は思います。ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。

議長（増田会長） ちょっと、その点について事務局から。

事務局長 ちょっと補足させていただきますが、後ほど説明する予定であります資料をお配りさせていただいております。

1枚物で別紙2というもので、合併協定項目の協議状況という1枚物の資料が、会議資料の後、会議資料本編の後に1枚物の縦の資料があります。別紙2と左の上を書いてます。ここに合併協定項目をすべて載せております。

これは、6町との合併協議会のそれぞれの状況ですが、ただいま御指摘いただいた個別の項目については、この真ん中あたりの24という番号がありますが、各種事務事業の取扱い、この後の、例えば6番の障害者福祉事業、ここから後の項目は、それぞれの項目ごとに10から20ぐらいな項目にまた細分類されておりまして、その細分類されておる10から20ぐらいの項目の中に、もう一つ20ほどの項目が出てくるということでございまして、その細分類のもう一つ細かいところに、ただいま御指摘いただいたような個別の項目が合併協定項目として上がってくるということでございますので、その一覧表の上の方の、合併協定項目で言えば20、21。21番が補助金の関係ですが、これは総括的な合併協定項目であって、それとは別に個別の項目で、後ほどの合併協議会に提案されてくるということでございますので、その時点で具体的にどうするのかというのを個別の項目ごとに判明してくるということでございますので、その点、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

それでは、改めてお諮りしますけれども、協議第9号から協議第12号までの4件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第9号から協議第12号までの4件については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第13号地方税の取扱い（協定項目第9号）についてを議題といたします。

なお、これから後の協議第13号から協議第19号までの7件につきましては、会議規程に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を

行い、次回、第5回会議で改めて質疑、協議等を行った上で、意思集約を図ることとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、協議第13号の提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料27ページをお開き願います。

協議第13号地方税の取扱いについてでございます。

今回、御提案いたしましたこの地方税の取扱いにつきましては、高松市と庵治町に関係いたしますそれぞれの市町村税を、合併後にどのように取り扱うかを定めるものでございます。

提案内容を御説明させていただく前に、この調整内容につきまして、別とじの附属資料で御説明を申し上げます。

別とじにしております附属資料、その2と右肩に書いてあります。附属資料その2の新規提案分という附属資料をごらんいただきたいと存じます。横長の附属資料でございます。

まず、1ページをお開き願います。

「地方税の取扱いについて」に関する資料でございます、9項目でございます。

合併特例法では、合併関係市町相互の間で地方税の税率が異なることなどによりまして、合併後直ちに合併市町の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって住民の負担にとって均衡を欠くことになる場合には、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って課税をしないこと、または、不均一の課税をすることができる旨、定められております。

この協議第13号では、この合併特例法の規定を基本に、税が住民に負担を求めるものであることを勘案して、急激な変化を来さないよう配慮して調整したものでございますが、不均一課税などの経過措置を設けるに当たっての基本的な考え方といたしましては、税率の変更の場合は3年間の経過措置を設け、また、新たに課税することになる税目につきましては、合併特例法の規定を最大限活用いたしまして、5年間の経過措置を設けたものでございます。

それでは、説明をさせていただきます。

次の2ページをごらんいただきたいと思っております。

まず初めに、個人市・町民税でございます。

現況でございますが、2の均等割の の非課税基準と5の納期において、市町間で違いがございます。

まず、2の均等割の の非課税基準につきましては、資料には積算方法を記載しておりますが、例えば夫婦2人と子供1人の標準的な世帯で計算をいたしますと、高松市が114万3,000円、庵治町は101万6,000円となるものでございます。

この非課税基準につきましては、高松市の制度に統一いたしますと、庵治町の住民の負担の軽減となるものでございます。

また、5の納期につきましては、第2期以降の納期につきまして違いがございます。

これらの相違点の調整といたしまして、合併年度から高松市の制度に統一いたしますと、納付に関して混乱を招くおそれがあることから、ページ右下の一番下の調整案の欄にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の3ページをお開き願います。

法人市・町民税でございます。

この法人市・町民税につきましては、2の税率において、市町間で違いがございます。

高松市では、均等割及び法人税割ともに標準税率の1.2倍までの制限税率を適用しております。

一方、庵治町では、均等割及び法人税割とも標準税率が適用されております。

この調整に当たりましては、税率が異なっておりますことから、合併特例法に規定されております不均一課税を適用し、右下の調整案にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。」としたところでございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと存じます。

固定資産税でございます。

この固定資産税につきましては、5の評価方法のうちの宅地の評価方法と6の納期において違いがございます。

調整案でございますが、右下にございますように「高松市の制度に統一する。ただし、宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、5ページをお開き願いたいと存じます。

軽自動車税でございます。

この軽自動車税につきましては、2の税率において違いがございます。

高松市では、50cc以下の原動機付自転車及びミニカーにつきましては、標準税率を適用しておりますが、その他の車種につきましては、制限税率が適用されております。

一方、庵治町では、すべての車種におきまして、標準税率が適用されております。

この調整案でございますが、右下でございますように、税率が異なっておりますことから、「高松市の制度に統一する。ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。」としたところでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

市・町たばこ税でございますが、これにつきましては両市町とも同じ内容でございますので、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、7ページをお開き願いたいと存じます。

特別土地保有税でございます。

これにつきましては、1の納税義務者と5の免税点におきまして違いがございます。

高松市では、基準面積が5,000平方メートル以上の土地を所有する者となっておりますが、庵治町では、1万平方メートル以上の土地を所有する者が納税義務者となっております。

また、5の免税点につきましても、高松市が5,000平方メートル未満、庵治町が1万平方メートル未満と違いがございます。

なお、7ページの表の一番下の参考というところに書いてございますように、この特別土地保有税につきましては、平成15年度の税制改正によりまして、15年度以降保有分及び取得分とも、新たな課税は実施しないこととされております。

このように、両市町では、基準面積、免税点が異なっておりますが、この特別土地保有税は、平成15年度から課税凍結されておりますことから、調整案といたしましては、右下でございますように「高松市の制度に統一する。」といたしておるものでございます。

続きまして、次の8ページをごらんいただきたいと思います。

入湯税でございます。

この入湯税につきましては、2の税率と3の課税免除基準において違いがございます。高松市では、入湯客1人1日につき150円の標準税率となっておりますが、庵治町

では100円となっております。

また、3の課税免除におきましては、庵治町には、3行目でございますように、町が住民の福祉の向上を図ることを目的として設置した施設に入湯する者の項目がございます。

この入湯税の調整案でございますが、税率、課税免除基準が異なっておりますが、右下でございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。」としたところでございます。

続きまして、9ページをお開き願いたいと存じます。

事業所税でございます。

この事業所税につきましては、人口が30万以上の市などにおいて課税されるものでございまして、現在、香川県内におきましては、高松市だけが課税しているものでございます。

この事業所税の調整でございますが、庵治町におきましては、全く新たな税目となりますことから、合併特例法の規定を最大限活用した激変緩和の措置を適用いたしまして、右下の調整案でございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。」としたものでございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと存じます。

納税関係について御説明をいたします。

この納税関係には、1の納期前納付に対する報奨金、2の口座振替制度及び3の滞納処分の三つの項目が挙げられております。

このうち、1の納期前納付に対する報奨金と3の滞納処分において、違いがございます。

まず、1の納期前納付に対する報奨金でございます。現況欄には、平成16年度の現況を記載しておりますが、高松市におきましては、高松市の欄の最後に印で記載しておりますように、平成17年度から納期前納付に対する報奨金の制度を廃止することとなっております。

また、3の滞納処分につきましては、高松市では、納税課において実施いたしておりますが、庵治町では、徴収困難なものにつきましては、木田香川滞納整理組合に委託しております。

これらの相違点を踏まえた対応策でございますが、ページ右側の中ほどに記載されておりますように、合併特例法に規定されております激変緩和措置を適用し、固定資産税に係

る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。住民税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止するをいたしております。

調整案でございますが、その下にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

これによりまして、庵治町地域に係る報奨金につきましては、合併年度は現行の庵治町の制度が適用されますが、合併年度の翌年度から住民税に係る報奨金は廃止し、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、納期前に納付した税額の100分の0.5などの現行の高松市の制度が適用されるものでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、元の会議資料の27ページをごらんいただきたいと存じます。元の会議資料の27ページでございます。

ただいま附属資料で御説明をいたしました調整内容に基づく提案内容でございますが、27ページの枠の中に記載をしておりますように、「地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。ただし、1 庵治町に係る法人市・町民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。」2として、「庵治町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準、個人市・町民税及び固定資産税の納期、固定資産税の宅地の評価方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。3 庵治町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」というものでございます。

なお、参考資料といたしまして、次の28ページから30ページにかけまして、地方税

の概要についてということで、個々の地方税の説明をいたしております。

また、31ページには、先ほど御説明いたしました、市町村の合併の特例に関する法律の中の、この地方税の特例に関する条文の抜粋を記載いたしております。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと存じます。

32ページには、この地方税の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併いたしました10市の状況を記載いたしております。

また、次の33ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議会を設置して協議を進めております中核市の事例を掲載いたしております。

以上で協議第13号地方税の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第13号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第13号につきましては、次回の第5回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第14号条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料34ページをお開き願いたいと存じます。

協議第14号条例・規則等の取扱いについてでございます。

この案件につきましても、提案内容の説明の前に、調整内容を附属資料で説明させていただきます。

先ほどの附属資料の11ページを再度お開き願いたいと思います。先ほどの附属資料の11ページでございます。

「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料でございます。

次の12ページをごらんいただきたいと存じます。

12ページには、両市町の条例・規則等の数を整理いたしておりますが、資料に記載のとおり、本年の4月1日現在で、高松市では、条例が233本、規則282本、規程等が165本でございます。

一方、庵治町では、条例が133本、規則が109本、規程等が54本でございます。

この条例・規則等の数につきましては、両市町で、例えば要綱を例規集に登載するか否かなど、その取り扱いが若干異なっておりますことから、あくまで、本年度当初において、例規集に登載されている本数により、記載をさせていただいております。

このような両市町の現況を踏まえた調整案でございますが、現在、両市町では条例・規則等に基づき、各種の行政制度や事務事業が行われておりますことから、調整案といたしましては、右下の枠の中にございますように、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正を行うものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、元の会議資料の34ページをごらんいただきたいと存じます。34ページでございます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」というものでございます。

なお、35ページと36ページにかけましては、先ほど同様に、編入合併した先進10市と、現在、協議を進めております中核市の先進事例を記載をいたしております。後ほどごらんいただければと存じます。

以上で協議第14号条例・規則等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第14号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第14号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第15号電算システム事業（協定項目第24-1号）についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料37ページをお開き願います。

協議第15号電算システム事業についてでございます。

この案件につきましても、提案内容の説明の前に、附属資料で調整内容を説明をいたします。

先ほどの附属資料の13ページをお開き願いたいと存じます。附属資料13ページでございます。

「電算システム事業について」に関する資料でございます、2項目でございます。

次の14ページをごらんいただきたいと思います。

まず、システムの種類でございますが、高松市では、職員が使用しているパソコンのOAソフトウェアの利用によるシステムを除いて、資料に記載のとおり、人事管理から会議録の検索まで56のシステムが、現在、稼動をいたしてありまして、いずれも機器等を市役所の庁舎内に設置し、運用管理を行っております。

このうち、システム名の最後に 印をつけておりますシステムは、業務の主管部門が独自に導入をしているものでございます。

一方、庵治町におきましても、同様に人事管理から地籍情報管理システムまでの26のシステムが稼動いたしてありまして、このうち、システム名の最後に 印をつけておりますシステムは、業務主管部門が独自に導入しているものでございます。

これらの現況を踏まえた問題点・課題でございますが、ページ右上の枠の中に記載しておりますとおり、この電算システムにつきましては、各種事務事業の統合協議により、システムの改修が必要となること。高松市のシステムと庵治町の対応するシステムとの間に互換性がないこと。地籍情報管理システム等、庵治町のシステムで高松市側に対応するシステムがないものがあること、この3点が挙げられます。

これらの問題点・課題を踏まえた調整案でございますが、一つ飛んで、一番下にございますように、「高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼動を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、庵治町のシステムに必要な改修を加え使用する。」としたところでございます。

続きまして、15ページをお開き願いたいと存じます。

15ページは、庁内LANの状況でございます。

両市町の現況でございますが、1の接続拠点でございますように、現在、高松市、庵治町では、いずれも庁内LANを整備いたしてありまして、高松市としては、一部の例外を

除き、本庁舎と出先施設の間を接続いたしております。また、インターネットを初め、同様な外部への接続を行っております。

次に、2の庁内LANにおいて、住民情報を扱うネットワークと内部管理情報等を扱うネットワークを分割しているかどうかでございますが、両市町ともに、これらを分割せず、一つのLANで両方を扱っております。

また、3のパソコンの台数につきましては、資料に記載のとおりでございます。

これらの現況を踏まえた問題点・課題でございますが、右上の枠の中に記載のとおり、別々のネットワークであり、運用管理の体系が異なること。インターネット等の外部ネットワークへはそれぞれ別に接続していること。別々のネットワークを統合する場合、情報セキュリティ面で問題が生じやすいことの3点が挙げられます。

対応策でございますが、庵治町の庁内LANを高松市の庁内LANに統合すること。外部への接続は、現在、高松市が接続している回線に統合すること。統合に当たっては、セキュリティ対策に万全を期することとし、調整案といたしましては、「高松市の庁内LANに統合する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、元の会議資料の37ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、庵治町のシステムに必要な改修を加え使用する。」というものでございます。

なお、38ページと39ページには、先ほどと同様に先進地域の事例を記載をいたしております。説明は省略させていただきます。

以上で協議第15号電算システム事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第15号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第15号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第16号広聴広報事業（協定項目第24-2号）についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の40ページをお開き願います。

協議第16号広聴広報事業についてでございます。

提案内容の説明の前に、この案件につきましても、附属資料でその調整内容を御説明いたします。

先ほどの附属資料の16ページをお開き願いたいと存じます。附属資料16ページでございます。

「広聴広報事業について」に関する資料でございまして、5項目ございます。

次の17ページをお開き願います。

初めに、市（町）民相談事業について御説明申し上げます。

まず、両市町の現況でございますが、高松市におきましては、本庁舎1階の市民相談コーナーにおきまして、市政相談、一般相談のほか、人権法律相談を初めとする16種類の専門相談を実施いたしております。

また、下の欄外に記載しておりますように、各担当部署におきまして母子・交通事故など、さまざまな相談を行っているところでございます。

一方、庵治町におきましては、現在、庁舎内の会議室におきまして、行政相談を初め3種類の相談事業を実施いたしております。また、高松市と同様に、各担当部署におきまして、健康・母子相談など、さまざまな相談を行っているところでございます。

これらの問題点・課題でございますが、右上にございますように、両市町では、相談内容・開催回数に違いがあること。高松市の制度に統一した場合、庵治町では、市役所の本庁舎まで来なければならず、高齢者等に不便を来すおそれがあることが挙げられております。

対応策でございますが、その下にございますように、庵治町で行っている相談事業については、庵治町の住民の利便性等も考慮し、現行水準を下げないような方法での開催について検討するとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、現在、庵治町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように

取り扱うものとする。」としたところでございます。

次に、18ページをごらんいただきたいと存じます。

広聴事業（その他）でございます。

資料に記載のとおり、現在、高松市では、市政出前ふれあいトーク、市長への提言、電子会議室運営事業の三つの広聴事業を実施いたしておりますが、このうちの1の出前ふれあいトークと3の電子会議室運営事業については、庵治町では実施いたしておりません。このような現況を踏まえた調整案でございますが、右下にございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の19ページをお開き願います。

広報紙でございます。

両市町の現況でございますが、資料に記載しておりますとおり、4の配布先につきましては、両市町とも同じでございますが、その他の項目については違いがございます。

これらの問題点・課題でございますが、右上にございますように、発行回数（日）、配布方法に差異があること。庵治町の住民に対し、合併後の手続方法や窓口などを十分に周知する必要があることが挙げられております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。なお、合併後に各種の手続等を記載した「くらしのガイドブック」を庵治町の全世帯に配布することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと存じます。

視覚障害者等への広報でございます。

高松市では、点字広報、声の広報、テレホンサービス等を実施いたしておりますが、庵治町では事業を実施いたしておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、21ページをお開き願います。

広報事業（その他）でございます。

まず、1のホームページでございますが、両市町とも掲載内容は異なりますが、それぞれホームページを開設いたしております。

また、2のメールマガジンと3のケーブルテレビにつきましては、高松市のみで実施しているものでございます。

次に、4の防災行政無線を利用した一般広報につきましては、ハード面であります本体

の防災行政無線の取り扱いにつきましては、別途、消防防災関係という合併協定項目の中で協議が行われることとなりますが、この防災行政無線を利用した一般広報につきましては、庵治町においてのみ実施しているものでございます。

以上のような現況を踏まえた調整案でございますが、右下にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、元の会議資料の40ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。現在、庵治町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

次に、41ページをごらんいただきたいと存じます。

41ページと42ページには、これまでと同様に先進地域の事例を記載しておるものでございます。

なお、説明は省略させていただきます。

以上で協議第16号広聴広報事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第16号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第16号につきましても、次回会議で意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第17号生活保護事業（協定項目第24-7号）についてを議題とします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の43ページをお開き願います。

協議第17号生活保護事業についてでございます。

この案件につきましても、先に附属資料でその調整内容を御説明申し上げます。

先ほどの附属資料の22ページをお開き願いたいと存じます。

「生活保護事業について」に関する資料でございます、3項目ございます。

次の23ページをごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、生活保護制度について御説明いたします。

両市町の現況でございますが、1の級地区分につきましては、高松市は2級地の1、庵治町は3級地の2となっております。

次に、2の生活保護事業の実施機関でございますが、高松市では、高松市福祉事務所において実施しておりまして、庵治町では、香川県の東讃保健福祉事務所が事業を実施しております。

次に、3の被保護世帯数から6の保護の種類につきましては、資料に記載のとおり状況でございますが、このうち、5の保護基準でございますように、標準3人世帯の基準額は、高松市が16万3,750円、庵治町が13万7,150円と、両市町で2万6,000円余りの差異がございます。これは、級地区分の違いによるものでございます。

これらの現況を踏まえた問題点・課題でございますが、右上にございますように、保護の基準区分である級地及び実施機関が異なっていることが挙げられております。

問題点・課題に対する対応策でございますが、高松市の級地区分を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の24ページをごらんいただきたいと存じます。

行旅病人等取扱事務事業についてでございます。

現況でございますが、1の急迫医療取扱から3の交通費・回数券等の支給につきましては、両市町とも同様の取り扱いをいたしております。

以上のようなことから、調整案といたしましても、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の25ページをお開き願いたいと存じます。

ホームレス自立支援事業でございます。

現況でございますが、資料に記載のとおり、1の医療費の支給につきましては、高松市のみが実施しておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、元の会議資料の43ページをお開き願いたいと存じます。会議資料4

3ページでございます。

ただいま附属資料で御説明をいたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、中ほどでございますように、「生活保護事業については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、44ページと45ページには、先進地域の事例を記載いたしております。また、後ほどごらんいただければと存じます。

以上、簡単でございますが、協議第17号生活保護事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第17号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第17号につきましても、次回、第5回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第18号その他の事業（情報公開制度）（協定項目第24-22号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料46ページをお開き願います。

協議第18号その他の事業の情報公開制度でございます。

この案件につきましても、まず、調整内容を附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の27ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料27ページでございます。

情報公開制度でございます。この制度につきましては、高松市のみの制度でございます。庵治町では実施いたしておりません。

まず、高松市の現況でございますが、1の制度の概要につきましては、公開対象は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面等で当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものとなっており、また、公開請求者につきましては、だれでも請求できることとなっております。

2の公開方法でございますが、公開場所につきましては、市役所本庁の情報公開コーナーにおいて公開をいたしております。

また、3の審査会でございますが、委員数は5名以内で、任期は2年となっております。

す。

以上、現況を申し上げましたが、高松市のみの制度でございますことから、調整案とい
たしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、元の会議資料の46ページをごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「情報公開制度につい
ては、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第18号その他の事業（情報公開制度）についての説
明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第18号について、御質問等ござい
ましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第18号につきましても、次回会
議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第19号その他の事業（外部監査制度）（協定項目第24-22号）につい
てを議題とします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

先ほどの附属資料の28ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料28ページ、その他の事業（外部監査制度）でございます。

この制度につきましては、平成9年の地方自治法の一部改正に伴いまして、平成11年
度から、都道府県、政令市及び中核市に導入が義務づけられたものでございまして、外部
の専門的な知識を有する者による監査を行うことで地方公共団体の監査機能を充実し、公
費執行に係る住民の信頼を向上させることにより、適正な行政運営を確保するもので、年
度を契約の単位として、毎会計年度、外部監査法人と契約し、年1回以上、財務に関する
事項について監査を受け、その結果の報告を受けることとしているものでございます。

資料に記載のとおり、この制度は高松市のみの制度でございますことから、調整案とい
たしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の47ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料４７ページでございます。

ただいま附属資料で御説明をいたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、４７ページの中ほどでございますように、「外部監査制度については、高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上、簡単でございますが、協議第１９号その他の事業（外部監査制度）についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） 　ただいま説明のありました協議第１９号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 　ないようでございましたら、協議第１９号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

会議次第５　その他　（１）建設計画作成に当たっての住民懇談会について

議長（増田会長） 　次に、会議次第の５その他でございますが、まず、（１）の建設計画作成に当たっての住民懇談会について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） 　それでは、会議資料の４９ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料の４９ページでございます。

別紙１の建設計画作成に当たっての住民懇談会についてでございます。

まず、１の目的でございますように、この住民懇談会につきましては、今後の合併協議や庵治町地域の将来ビジョンを示すマスタープランとなる建設計画に反映させるため、住民相互で意見交換をする中で、現在の庵治町地域の課題や問題点を明らかにするとともに、合併によって「どのようなまちになればよいか」などをハード・ソフト両面から議論し、庵治町地域の将来像を描いていくために開催をいたしましたものでございます。

開催日時等でございますが、２に記載のとおり、９月２日と９月３日の２日間、いずれも午後７時から庵治町役場において開催し、合計で３０人の皆様の御出席をいただいたところでございます。

次に、３の懇談会での主な意見等でございますが、４９ページから５２ページにかけて、区分といたしまして、庵治町地域の役割、基本的な発展方向や環境・景観など大きく九つの分野に区分して整理をいたしております。このようなことで、４９ページから５２ページにかけて整理をいたしております。

また、５２ページの４には、協議会あるいは市町への要望等ということで御意見がござ

いましたものを整理をいたしております。

なお、本日は時間の関係もございまして、個々の説明は省略させていただきます。後ほどごらんいただければと存じます。

以上、簡単でございますが、建設計画作成に当たっての住民懇談会についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいまの説明について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

新上委員 新上でございます。

建設計画の中で、当町の職員からは、合併した後は、支所を置いてくれるであろうという話しか、私、聞いてないんですけども、将来的に牟礼と庵治が高松市と合併した中で、支所、分所という形になると思うんですけども、その、これから先の、合併後のこの支所の置き方について説明を願いたいのと、それと屋島にも支所がありましたけども、何年かたちますとなくなったという経緯があります。そういった中で、こういう部分は確約していただかんと、住民にどういうふうに私たちお知らせしていいのかわかりませんから、将来はこうなるんだというふうなことを、やっぱり明確に伝えていかないといけないので、その点よろしく御配慮のほどお願いいたします。

議長（増田会長） 返事がいりますか。御要望ということで。

新上委員 次回のときで結構です、御返事は。

議長（増田会長） ああ、そうですか。

じゃあ事務局からちょっとありますか。それもまた、個別で協議できるでしょう。

事務局長 事務局の立場でちょっと状況を説明させていただきます。

もちろん事務局ですので、高松市の考えを述べることはできません立場でございますので、その点、御理解をいただきたいんですが、現在、事務局として把握している状況といたしましては、事務組織及び機構の取扱いという合併協定項目の中で、そういう組織ですので、役場の取扱いについてどうするかということが協議されることになります。それについて、事務局として把握しているところでは、高松市側から各町に対して考え方を提示するというような、まだ提示していないと聞いておりますけれども、間もなく提示するという状況であろうかと思えます。それが提示されたら、高松市の考え方でございますので、それについて各町と協議を行って、合意ができれば、この合併協定項目として上がっ

てくるということになりますので、ただいまの御意見、支所にしてほしいという御意見があったということについては、部会の方に周知をいたしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第４ （２）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

（３）高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） ないようでしたら、次の（２）の高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について及び（３）の高松市・庵治町合併協議会会議開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

まず最初に、高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議の状況について御説明いたします。

会議資料の後に付けております、先ほども御紹介いたしました、別紙２という一枚物の資料、合併協定項目の協議の状況についてという資料をごらんいただきたいと存じます。

合併協定項目の協議状況でございますが、現在、高松市では近隣の６町と個別に合併協議会を設置し、協議を進めておりますが、委員の皆様の参考としていただくため、各合併協議会の合併協定項目の協議の状況を一覧表に整理をしたものでございます。

この資料は、表の右上に記載しておりますように、本日１０月２２日現在のものございまして、見方といたしまして、六つの合併協議会が上に並んでおります。左端にはそれぞれの合併協定項目の名称がございます。表の中に、を記載しておりますが、このにつきましては、今回提案、もしくは提案済みの合併協定項目でございます。につきましては、既に合併協議会で確認をされた合併協定項目でございます。

また、斜線を引いているものがございますが、これは合併協議会におきまして合併協定項目として設定をしていない協定項目でございます。

なお、左の端の塩江町の合併協議会の協定項目のうちで、２の合併の期日につきましては、当初、合併の目標期日が確認をされておりましたが、去る１０月２０日に開催されました協議会で、平成１７年９月２６日を合併の期日とすることが確認をされております。

以上が協議の状況でございます。

続きまして、合併協議会の会議の開催予定について御説明を申し上げます。

会議資料の48ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料48ページでございます。

(3)の会議の開催予定でございます。

申しわけございませんが、現段階で空欄になっております。次回、第5回会議につきましては、11月の下旬を目途に、現在、日程調整中でございます。日程が決まり次第、委員の皆様方にお知らせをいたしますとともに、ホームページなどによりまして周知をいたしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長(増田会長) 以上で事務局の説明は終わりました。

この際、その他ということで何か御発言がございましたら承りたいと存じます。

はい、どうぞ。

高砂委員 高砂です。

先ほど説明がございました近隣町との合併協議会の協議状況に関連してお聞きをしておきたいんですけども、この中で別紙2の附属資料で7番ですが、議会の議員の定数及び任期の取扱い、これにつきましては、先ほど事務局の方は10月22日現在と言われたんですが、10月12日現在ですよ、ここに出ておるのは。

これには国分寺町さんとか塩江町さんも協議に上がっていないんですが、その後、協議が上がったように記憶しておるんですけども……。

事務局次長(加藤) 22日現在でございまして、議会の議員につきましては、塩江町と国分寺町の合併協議会は提案、ということで提案がされております。

高砂委員 それで、国分寺町、塩江町さんそういう提案があったと。私たちが、このことについては、9月のたしか末ごろであったかと思うんですが、新聞紙上で報道がありまして、あと聞きますと、6町の幹事の方が一堂に会した場面で、高松市さん側からこれについて提案があったんだということであったんですが、それまでにも、私たちはこのことについては、全然、聞いてはなかったわけで、他の事務事業についてはそういう形で部会、幹事会を経て協議会という進め方になるかと思うんですが、ただ、この部門については、そういう進め方をするものか、また、果たしていきなりこの協議会にぼんと上がってきて、この場でやりとりをするものか、それはどのようにお考えになっておいでなのか。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えします。

事務局長 事務局から状況説明をさせていただきます。

ただいま御意見いただきました議員の定数及び任期の取扱いの件でございますが、これにつきましては、各合併協議会の方でだんだんの御意見として、こういう案件については、基本的には各町とも同じような取り扱いをすべきではないかということでございまして、そういうものについては、高松市側の考え方を整理した上で各町に提示されたいというような御意見がだんだんこれまで出てきておりました。

そのような状況の中で、9月21日に高松市の方からの働きかけで、各合併協議会の幹事会のメンバーの方、助役さんとか収入役さんとか教育長さん等でございますが、幹事会のメンバーの方に高松市から案内が参りまして、集まっていたと。高松市としての会議の開催ということで、いわゆる合同幹事会というものが開催されたところでございます。

その際に、高松市側から提示された考え方として示されたものが、9月27日の新聞に報道されたということでございます。9月21日の合同幹事会において、高松市の考え方が提示されて、その資料が配られたわけでございますが、それについては各町が持ち帰って、直ちに翌日からいろんな方々に説明をする機会を持った町もありますし、まず資料をお配りをしておいて、説明の機会は後ほどという町もあったようでございます。そのようなことで、だんだんと各町において、町の内部で、議会も含めて、協議会の委員も含めて打ち合わせといえますか、それについて検討をしていくというような状況でございました。

そういう中で、ある町において配られた資料が報道機関の手に入ったということでございまして、それが合同幹事会の1週間後の9月27日の新聞に報道されたということでございます。

この問題については、非常に重要な問題でございますし、関心も高い案件でございますし、慎重に取り扱うべきだというふうに、事務局としても、各市町においても、そのように考えておったわけでございますけれども、それがそのような形で報道機関に流れていったということについて、非常に残念であるというふうに考えております。

今後とも、こういう資料の取り扱いについては、慎重に対応すべきであるというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

この案件については、高松市から提案された案ということでございまして、今後、それ

ぞれ市町間で協議をいたしまして、基本的に全部の協議会が合意できれば一番いいということでございますので、そのような方向で協議が進められて、各市町ごとに合意ができたところから提案していくということでございます。

9月21日の合同幹事会においても、高松市側の考え方としては、10月中旬以降に開催される合併協議会に提案できるように調整をお願いしたいということございましたので、先ほど説明いたしましたように、塩江町と国分寺町との合併協議会においては、先日、提案されたということございまして、今後、協議が行われるということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

高砂委員 いきなり新聞報道があったという一連の経緯については、御説明いただきましたのでわかりました。

説明の中で、この問題についても各市町で協議をして、その上で協議会に上がってくるということですが、その協議の場というのは、一般の事務事業と同じような扱いというわけには、これ、いかんではないかというふうに思うわけです。

当然、いきなり出てきたにしろ、やはり高松市側とすれば、執行部だけでなく、やはり議会側とも調整が終わっておるのではないかというふうに私は思うわけで、そのことと町側との調整というのがどの場面に出てくるかということをお聞きしたいわけです。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 詳細なところについて、私の立場で申し上げることはできないかもわかりませんが、それぞれ高松市と各町との調整ということについては、ただいま御指摘いただきましたように、事務レベルで協議ができるものではないということは十分に承知をいたしております。

これについては、それぞれの市町の中で、議会も含めて、あるいはその他の分野の方も必要に応じては出てくるかと思いますが、それぞれにおいて慎重に協議、検討が行われるものというふうに理解をいたしておりますし、現実には、ただいま申し上げました塩江町と国分寺町においても、議会側あるいは合併協議会の委員を含めて、内部的に協議を行ったというふうに聞いております。

そのような協議、調整が行われた結果、市町で協議をして、幹事会でこういう形で提案をしていきたいと思いますということで確認をいただいて、それぞれの合併協議会に提案をした

ということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

ですから、幹事会で十分協議するんですけども、その段階で、当然、各町が議会側との調整もやってもらおうと。その中である程度、合意ができたものが合併協議会に出て、正式の議題となって、それをまたもう一度持ち帰っていただいて、次回の会議で意思集約を図るというスケジュールになろうかと思えます。

高砂委員 はい、結構です。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、以上で本日の会議を閉じたいと思えます。

皆様方には、長時間にわたり御審議を賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・庵治町合併協議会第4回会議を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午前11時49分 閉会

会議録署名委員

委員

大浦 澄子

委員

寺岡 増記